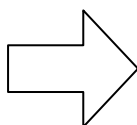


自立支援教育訓練 給付金事業

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、
就職や技能向上のため、あらかじめ指
定された教育訓練講座を受講し、修了
したときに、受講費用の一部を支給しま
す。



対象講座

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座
※『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』をご覧ください。一覧表はお近くのハローワーク、また厚生労働省のホームページでご覧になれます。対象講座一覧 URL :
http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza
- ② 就業に結びつく可能性が高い講座で国が別に定めるもの
- ③ 市長が対象講座として認めるもの

支給対象

安芸高田市内に住所を有するひとり親家庭の母
または父で、次の要件の全てを満たす方

- ① 20歳未満の子どもを扶養している方
- ② 児童扶養手当の受給者、又は同等の所得水準にある方
- ③ 講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- ④ 過去にこの事業による自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けていない方

支給額

- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
受講費用の6割（限度額20万円）
※ただし、算定した給付額が1万2千円以下の場合は支給されません。

- ② 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方

①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を併せて①と同額が支給されます。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、先にハローワークで支給申請を行い、「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給通知書」を持参してください。

手続き

☆支給申請前に事前相談が必要です。

※講座の受講前にあらかじめ市から受講する講座の指定を受ける必要があります。

必ず受講開始前にご相談ください。（事前相談をしないで受講した場合、支給の対象となりません。）

※修学を予定している方は、受講を希望する講座の教育訓練施設名、講座名、教育訓練機関、所要費用等が分かる資料を持参してください。

《お問い合わせ先》

安芸高田市役所 福祉保健部

子育て支援課 児童福祉係

TEL:0826-47-1283